

# 1月から3月までの3か月間は

## 「若者向け悪質商法被害防止

### 共同キャンペーン」です

悪質商法による若者の被害が後を絶たないことから、1月から3月を共同キャンペーン期間と定め、関東甲信越地区の都県、政令指定都市、国民生活センター及び県内の関係機関が共同して啓発活動を実施しています。

消費者契約トラブルは、ますます複雑化、多様化しており、特に、若者は社会経験が少ないため、契約の正しい知識を持たずに契約してしまう場合が多くみられます。悪質業者はこれらの状況を悪用し、契約の未成年者契約取消しができなくなる成人して間もない若者をねらっていますのでご注意ください。



#### 事例

インターネットオークションでブランドのかばんを注文した。「正規品」という表示だったが届いたものは偽物だった。売主に返品してほしいと伝えると、「本物と偽物をすり替えて返品するのではないか」と言われて応じてくれない。

#### 事例アドバイス

個人間売買では、偽物など模倣品に関するトラブルが多く発生しています。ブランド品の取引には細心の注意を払いましょう。正規品と確信できるものでなければ購入は控えましょう。

売主も、正規品と断定できる商品を販売しなくてはなりません。偽物の販売は法律違反となります。

○若者層からの相談が多いのがインターネット関連です。アダルトサイト、オンラインゲーム、ネットオークション、サクラサイト、サイドビジネス商法などのトラブルがあります。

心配な時は、消費生活相談窓口や消費者ホットライン（188）へご相談ください。

#### ひとりで悩まずすぐ相談

消費者ホットライン188番

平日・日曜日 午前9時～午後5時

土曜・祝日 午前10時～午後4時



## 平成30年度版五霞町ごみ収集カレンダーを発行します

平成30年度版五霞町ごみ収集カレンダーは、3月中旬までに配布する予定です。町公式ホームページにも掲載しますので、ご利用ください。

なお、平成29年度版五霞町ごみ収集カレンダーは、平成30年3月31日までご使用いただき、使用後は紙類として毎月第2火曜日に新聞紙と一緒にごみ集積所へ出してください。

ごみの分別や五霞町ごみ収集カレンダーの見方等について、ご不明な点がありましたら生活環境Gまでお問い合わせください。

#### お問い合わせ

生活安全課 生活環境G  
☎(84)3618 (直通)

日	月	火	水	木	金	土	日
						1	2
3	4	5	6	7	8	9	
10	11	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23	
24	25	26	27	28	29	30	
31							

#### 可燃ごみ(燃えるごみ)

毎月4回回収

#### 不燃ごみ(燃えないごみ)

毎月4回回収

ごみ収集カレンダー（表紙から14ページまで）と分別方法等（15ページから20ページまで）を切り取り線から切り離して保存できるようにしています。

カレンダーと分別方法等を切り離してご使用いただくことで、分別方法等がより参照しやすくなります。

また、カレンダー20ページには、ごみの品目別分別表を掲載しています。ぜひ、ご利用ください。